

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

比布町長 村中 一徳

市町村名 (市町村コード)	比布町 (01455)
地域名 (地域内農業集落名)	比布地区 <small>(1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区、20区、21区、22、蘭留町区、24区、25区、市街地)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第11回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、近年、先代事業者からの経営継承が進みましたが、農業者の平均年齢65.3歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

また、将来の営農意向から依然として、縮小・離農よりも拡大意向が強く、非担い手から担い手への集積のほか、担い手から担い手への集積が想定され、一層、集積と集約を意識していかなければならない。このため、作業効率を重要視しつつ、分散する担い手の農地を集約化することも必要である。そして、水稲と畑作との田畑輪換や畑作物等の輪作体系を構築するとともに、青果物の維持を図っていく。

【地域の基礎的データ】

農業者:207人(うち50歳代以下36人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)16経営体
主な作物:水稲、大豆、小麦、野菜(露地・施設)、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

(2)地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である水稲については、慣行栽培のほか環境に配慮した取り組みの意識も強まっている。これらと合わせて、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。そして、水田維持と畑地化によりエリア別の産地形成・差別化を図っていく必要がある。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,459.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,380.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

水田を所有し、農業を担う者として位置づけた者の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業(農地中間管理機構関連や土地改良事業など)を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。現在、推進している拓進地区・旭北地区と並行し、将来に向けた土地改良事業について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、作業受委託体系の課題を整理し、遊休農地の発生防止を図る。現状の土地利用型作物や飼料作物の作業受委託を維持していくためには、各種支援策を活用し、既存組織へのフォローや新たな組織の育成などを図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策……アライグマやシカの被害が拡大しないよう、はこわなを設置するとともに、被害情報を把握し、速やかに対応できる体制を構築する。併せて、狩猟者の人材確保・育成を進める。

②有機・減農薬・減肥料……環境保全型農業直接支払交付金等を活用し、有機農業や環境に配慮、調和のとれた資源循環型農業を推進する。

③スマート農業……スマート農業の推進と生産基盤を一体的に検討していく。土地改良事業による大区画化や排水対策など総合的な土地改良に対するニーズを把握し、労働力不足の解消や作業体制・体系の構築を進める。

④畑地化・輸出等……水田活用の直接支払交付金制度の見直しに伴い、水田維持・畑地化の意向を踏まえ、農業経営基盤を強化していく。地区内の輪作体系や作物別の団地化など、作業効率性の向上と農地の集約を進める。

⑤果樹等……新たな作物(例えば、ぶどう等)を活用し、加工品など付加価値をつけ、高収益化を図る。

⑥燃料・資源作物等……物価高騰による農業経営の影響に注視し、生産費・低コスト低減の取組を推進する。

⑦保全・管理等……日本型農業直接支払い交付金制度を活用しながら農地の適切な保全管理等を継続して実施する。

⑧農業用施設……農業用施設用地などの転用の予定や農用区域への編入については、農業者の意向も踏まえながら、手続きを行う。

⑨耕畜連携等……耕種農家や有畜農家との連携や作業受託による牧草を供給する。クラスター事業等の各種補助事業など関連施策について検討していく。

⑩その他……所得向上の意向が高く、規模拡大や作物や経営の転換など、担い手農家の多様なニーズを把握し、国等の機械施設等の補助事業を活用する。また、農業経営基盤強化準備金制度や有利な資金制度なども活用していく。

社会全体の動向に注視し、みどりの食料システム関連施策や気象変動対策(地球温暖化対策や高温対策など)の情報を共有し、取組を推進する。